

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則

公布 平成十四年十月二十二日

施行 平成十四年十一月一日

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例（平成13年香川県条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(循環的な利用に関する協議書)

第2条 条例第5条第1項の規定による協議をしようとする者（以下この条において「協議者」という。）は、県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 循環利用施設（産業廃棄物の循環的な利用に供する施設をいう。以下同じ。）の設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 県外産業廃棄物の循環的な利用の工程を示した図面
- (3) 循環利用施設の付近の見取図
- (4) 循環利用施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。）がその周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- (5) 協議者が法人である場合にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- (6) 協議者が個人である場合にあつては、資産に関する調書
- (7) 県外産業廃棄物の循環的な利用に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (8) 県外産業廃棄物の循環的な利用を開始しようとする日から1年間の収支の見込みを記載した書類
- (9) 県外産業廃棄物の循環的な利用が循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第5項に規定する再使用（以下「再使用」という。）又は同条第6項に規定する再生利用（以下「再生利用」という。）である場合にあつては、再生品（県外産業廃棄物の再使用又は再生利用によって得ようとする物をいう。以下同じ。）の販売を予定している主要な取引先の氏名又は名称及び住所を記載した書類
- (10) 県外産業廃棄物の循環的な利用を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- (11) 循環利用業務責任者（県外産業廃棄物の循環的な利用に関する技術上の業務を統括管理する者をいう。以下同じ。）の業務経歴を記載した書類

2 前項の協議をしようとする場合において、循環的な利用を行おうとする県外産業廃棄物が、非常災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生により県外において適正な処理が困難となった県外産業廃棄物（当該非常災害が発生した日から1年以内に排出されたものに限る。以下「特定県外産業廃棄物」という。）である場合は、同項の規定にかかわらず、同項第5号から第8号まで、第10号及び第11号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(循環的な利用等に関する基準)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める循環的な利用等に関する基準は、次のとおり（前条第2項又は第6条第2項の規定による協議である場合にあつては、第8号及び第9号を除く。）とする。

- (1) 循環的な利用を行おうとする県外産業廃棄物の種類及び量が循環利用施設の処理能力に見合うこと。
- (2) 県外産業廃棄物の排出事業場（事業者の事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場をいう。以下同じ。）から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。
- (3) 県外産業廃棄物の循環的な利用に併せて放射性物質及びこれによって汚染された物を処理しないこと。
- (4) 循環利用施設の設置に関する計画が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年

厚生省令第35号。以下「省令」という。) 第12条第1号及び第3号から第7号までに掲げる技術上の基準に適合していること。

- (5) 循環利用施設の維持管理に関する計画が省令第12条の6各号に掲げる維持管理の技術上の基準に適合していること。
- (6) 循環利用施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
- (7) 循環的な利用を行おうとする県外産業廃棄物と同種類の県内で生じた廃棄物(法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)がある場合にあっては、当該県内で生じた廃棄物の循環的な利用の促進が見込まれること。
- (8) 県外産業廃棄物の循環的な利用に伴う廃棄物がほとんど生じないこと。
- (9) 循環事業者に関しては、次によること。
 - ア 県外産業廃棄物の循環的な利用を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
 - イ 県外産業廃棄物の循環的な利用を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
 - ウ 県外産業廃棄物の循環的な利用を行う事業場において当該循環的な利用に関する技術上の業務を的確に行うに足る知識及び技能を有すると認められる循環利用業務責任者を有すること。
- (10) 県外産業廃棄物の循環的な利用が再使用又は再生利用である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、次によること。
 - ア 通常の使用に伴い生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない再生品を得るものであること。
 - イ 再生品の性状に適合する標準的な規格があること等により当該再生品の利用又は取引が見込まれること。
- (11) 県外産業廃棄物の循環的な利用が循環型社会形成推進基本法第2条第7項に規定する熱回収である場合にあっては、循環利用施設が法第15条の3の3第1項の認定を受けている施設であり、かつ、熱回収を行おうとする県外産業廃棄物が、再使用又は再生利用が困難なものであること。
- (12) 前条第2項又は第6条第2項の規定による協議である場合にあっては、循環的な利用に伴う廃棄物が循環的な利用を行う前の特定県外産業廃棄物に比べ、大幅に体積が減少することが見込まれること。

(循環事業者に係る協議結果通知書に記載する事項)

第4条 条例第6条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 循環事業者が県外産業廃棄物の循環的な利用を行うに当たり遵守すべき事項
- (2) 第2条第2項又は第6条第2項の規定による協議である場合にあっては、当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び循環的な利用を行うことができる期間
- (3) その他当該循環的な利用が適正に行われるために必要な事項
(循環利用計画の内容の軽微な変更)

第5条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 条例第7条第1項に規定する循環利用協議者(以下「循環利用協議者」という。)の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名の変更
- (2) 県外産業廃棄物の1年当たりの最大取扱量を減少させる変更
- (3) 循環利用施設の設置に関する計画又は維持管理に関する計画の変更であって、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 処理能力の変更
 - イ 位置又は処理方式の変更
 - ウ 構造又は設備の変更であって、設計計算上達成することができる排ガス中の大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第2項に規定するばい煙量及び同項に規定するばい煙濃度並びにダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類の濃度(以下「排ガスの性状」という。)、放流水の水質その他の生活環境への負荷(県外産業廃棄物の循環的な利用により生活環境に加えられる影響であって、生活環境の保全

上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。)に関する数値の変化により周辺地域の生活環境に対する影響を増加させることとなるもの

エ 循環的な利用に伴い生ずる排ガス又は排水の量又は処理方法の変更(排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。)

オ 循環利用施設の維持管理に関する計画の変更(排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。)

(4) 当該県外産業廃棄物を運搬する者に関する変更又は県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路の変更

(5) 循環的な利用を行う事業場における循環利用業務責任者の氏名又は連絡先の変更
(循環的な利用に関する変更協議書等)

第6条 条例第7条第1項の規定による協議をしようとする者は、県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書(第2号様式)に、第2条第1項各号掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の協議をしようとする場合において、変更に係る県外産業廃棄物が特定県外産業廃棄物であるときは、第2条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定は、特定県外産業廃棄物を第4条第2号の規定により協議結果通知書に記載された期間を超えて循環的な利用を行おうとする場合について準用する。

4 前項の規定により変更協議書を提出する場合にあつては、第2条第2項の規定により省略した書類を添付しなければならない。

5 第4条の規定は、条例第7条第3項に規定する変更協議結果通知書について準用する。
(循環利用計画の内容の軽微な変更の届出)

第7条 条例第7条第5項の規定による届出は、同条第1項ただし書の軽微な変更をした日から10日以内に、県外産業廃棄物の循環的な利用に関する軽微変更届出書(第3号様式)により行わなければならない。

2 知事は、循環利用協議者が前項の規定による届出をした場合において、当該届出に係る事項が条例第6条第1項に規定する協議結果通知書の記載事項に該当するときは、当該協議結果通知書の書換えを行い、これを交付するものとする。

(循環的な利用の廃止の届出)

第8条 循環利用協議者は、当該協議に係る県外産業廃棄物の循環的な利用を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、県外産業廃棄物の循環的な利用の廃止届出書(第4号様式)により知事に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第9条 循環利用協議者は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)における県外産業廃棄物の循環的な利用の状況を記載した県外産業廃棄物の循環的な利用の状況報告書(第5号様式)を当該四半期の翌四半期の初日から30日以内に、知事に提出しなければならない。この場合において、当該循環的な利用が再使用又は再生利用であるときは、当該四半期における再生品の主要な取引先の氏名又は名称及び住所を記載した書類を添付しなければならない。

(立入検査)

第10条 条例第11条第1項の規定による立入検査は、定期検査及び臨時検査とする。

2 定期検査は、毎年度1回以上(第2条第2項の規定による協議に係る事業場である場合は、4月ごとに1回以上)行うものとし、臨時検査は、必要に応じて行うものとする。

3 知事は、毎年度、立入検査の件数、概要等を公表するものとする。

4 条例第11条第2項の証明書は、第6号様式によるものとする。

(県外排出事業者に関する読替え)

第11条 条例第13条第2項の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第2項	前項	第13条第1項
第6条第1項	前条第1項	第13条第1項
	県外産業廃棄物の循環的な利用に関する計画（以下「循環利用計画」という。）	県外産業廃棄物の県内への搬入に関する計画（以下「県内搬入計画」という。）
	循環的な利用等に関する基準	県内への搬入に関する基準
第7条第1項	循環利用協議者	県内搬入協議者
	循環利用計画	県内搬入計画
第7条第3項	循環利用計画	県内搬入計画
	前条第1項	第13条第2項において準用する前条第1項
第7条第4項	前条第2項	第13条第2項において準用する前条第2項
第7条第5項	循環利用協議者	県内搬入協議者
第8条第1項	第6条第1項	第13条第2項において準用する第6条第1項
	循環的な利用	県内への搬入
第8条第2項	循環利用計画	県内搬入計画
	前条第1項ただし書	第13条第2項において準用する前条第1項ただし書
	循環利用協議者	県内搬入協議者
	同条第3項	第13条第2項において準用する前条第3項
	循環的な利用	県内への搬入
第9条第1項	前条第1項	第13条第2項において準用する前条第1項
	循環利用協議者	県内搬入協議者
	同条第2項	第13条第2項において準用する前条第2項
	循環的な利用その他の処理	県内への搬入
第12条第1項	第5条第2項及び第7条第2項の協議書並びに第10条の報告書	次条第2項において準用する第5条第2項及び第7条第2項の協議書
	当該協議書及び報告書	当該協議書
第12条第2項	循環利用協議者	県内搬入協議者
	循環的な利用	県内への搬入

(県内への搬入に関する協議書)

第12条 条例第13条第1項の規定による協議をしようとする者は、産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物を他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該運搬を受託しようとする者（以下「受託予定者」という。）に係る省令第10条の2の許可証の写しその他の受託予定者が当該運搬を業として行うことができる者であることを証する書類を添付しなければならない。

(県内への搬入に関する基準)

第13条 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第6条第1項の規則で定める県内への搬入に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 県内に搬入しようとする産業廃棄物の種類及び性状が循環事業者が行う県外産業廃棄物の循環的な利用に適合したものであること。
- (2) 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。
- (3) 県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬に伴う当該産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭、騒音及び振動の発生防止その他の生活環境の保全のための必要な措置を講じていること。
- (4) 県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬に併せて放射性物質及びこれによって汚染された物を運搬しないこと。
- (5) 県内搬入業務責任者(当該事業場において産業廃棄物の県内への搬入に関する業務を統括管理する者をいう。以下同じ。)を有すること。

(県外排出事業者に係る協議結果通知書に記載する事項)

第14条 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第6条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 県外排出事業者が産業廃棄物の県内への搬入に当たり遵守すべき事項
- (2) 県内に搬入しようとする産業廃棄物が第2条第2項の規定により循環事業者が協議をした特定県外産業廃棄物である場合にあっては、当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び循環的な利用を行うことができる期間
- (3) その他生活環境の保全のために必要な事項

(県内搬入計画の内容の軽微な変更)

第15条 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第1項に規定する県内搬入協議者(以下「県内搬入協議者」という。)の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名の変更
- (2) 産業廃棄物の1年当たりの最大搬入量を減少させる変更
- (3) 受託予定者に関する変更又は県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路の変更
- (4) 県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬方法及び当該運搬に伴う生活環境保全のため必要な措置の変更
- (5) 県内搬入業務責任者の氏名又は連絡先の変更

(県内への搬入に関する変更協議書等)

第16条 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第1項の規定による協議をしようとする者は、産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、特定県外産業廃棄物を第14条第2号の規定により協議結果通知書に記載された期間を超えて県内に搬入しようとする場合について準用する。

3 第14条の規定は、条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第3項に規定する変更協議結果通知書について準用する。

(県内搬入計画の内容の軽微な変更の届出)

第17条 条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第5項の規定による届出は、条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第7条第1項ただし書の軽微な変更をした日から10日以内に、産業廃棄物の県内への搬入に関する軽微変更届出書(第9号様式)により行わなければならない。この場合において、受託予定者に関する変更があるときは、新たな受託予定者に係る第12条後段に規定する書類を添付しなければならない。

2 知事は、県内搬入協議者が前項の規定による届出をした場合において、当該届出に係る事項が条例第13条第2項において準用する条例第6条第1項に規定する協議結果通知書の記載事項に該当するときは、当該協議結果通知書の書換えを行い、これを交付するものとする。

(県内への搬入の廃止の届出)

第18条 県内搬入協議者は、当該協議に係る産業廃棄物の県内への搬入を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、産業廃棄物の県内への搬入の廃止届出書（第10号様式）により知事に届け出なければならない。

(循環的な利用に関する協議書等の公表)

第19条 知事は、次の表の左欄に掲げる書類の提出があったときは、遅滞なく、当該書類及びそれぞれ同表の右欄に掲げる書類の内容を香川県環境森林部廃棄物対策課その他知事が適当と認める場所において一般の閲覧に供する方法により公表するとともに、同表の左欄に掲げる書類の内容をインターネットの利用により公表するものとする。

1 第2条第1項の県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書	第2条第1項第1号から第5号までに掲げる書類
2 第6条第1項の県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書	第2条第1項第1号から第5号までに掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類
3 第9条前段の県外産業廃棄物の循環的な利用の状況報告書	
4 第12条前段の産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書	第12条後段に規定する書類
5 第16条第1項の産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書	第16条第1項に規定する書類

(書類の提出部数)

第20条 この規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- (1) 前条の表1の項、2の項、4の項及び5の項に掲げる書類 正本1通及び写し2通
- (2) 前条の表3の項に掲げる書類 正本1通及び写し1通
- (3) 前2号に掲げる書類以外の書類 1通

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年11月1日から施行する。

(循環事業者に係る事前協議に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に県内において県外産業廃棄物の循環的な利用を行っている循環事業者は、この規則の施行の日から6月を経過する日（その者がその日以前に第2条の県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書を知事に提出した場合にあっては、当該協議に係る条例第6条第1項に規定する協議結果通知書（以下「協議結果通知書」という。）の交付を受けた日）までの間は、当該県外産業廃棄物の循環的な利用に係る協議結果通知書の交付を受けた者とみなす。ただし、その者が当該県外産業廃棄物の循環的な利用の内容の変更（第5条各号に掲げる軽微な変更を除く。）をしたときは、この限りでない。

(県外排出事業者に係る事前協議に関する経過措置)

- 3 前項の規定は、この規則の施行の際現に同項の規定により協議結果通知書の交付を受けた者とみなされた者が行う県内における循環的な利用に供するために産業廃棄物を自ら又は他人に委託して県内に搬入している県外排出事業者について準用する。この場合において、同項中「第2条の県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議書」とあるのは「第12条の産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書」と、「条例第6条第1項」とあるのは「条例第13条第2項において読み替えて準用する条例第6条第1項」と、「当該県外産業廃棄物の循環的な利用」とあるのは「当該産業廃棄物の県内への搬入」と、「第5条各号」とあるのは「第15条各号」と読み替えるものとする。

附 則（平成15年3月31日規則第40号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第15号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第3条から第5条までの規定による改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成31年3月19日規則第12号）

- 1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和2年4月28日規則第32号）

- 1 この規則は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年3月31日規則第37号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月15日規則第61号）

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和4年4月1日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第20号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。